

# 保健師等修学資金諸手続一覧

(既卒者向け)

事由	提出書類	提出期限	備考
○返還猶予中 (毎年度)	○現況届	4月30日(土日祝日の場合は、その前平日)	・4月1日時点の状況を報告すること。
○対象施設に5年以上勤務したとき	○返還債務免除申請書 (第5号様式) ○勤務証明書 (別紙)	事由発生後速やかに	・勤務先が2箇所以上ある場合は、それぞれの勤務先で勤務証明書を発行してもらうこと。
○対象施設を退職したとき ○返還債務の免除を受ける前に業務外の事由により死亡したとき	○返還申立書 ○返還明細書 (第6号様式) ○返還債務免除申請書 (第5号様式) ○勤務証明書 (別紙)	同上	・勤務実績により、一部返還免除可能。
○災害、疾病、その他やむを得ない理由により修学資金の返還が困難なとき	○返還猶予申請書 (第8号様式) ○事実を証明する書類 (診断書、産休・育児休業を証明する書類等)	同上	・返還猶予されない場合もある。 ・経済的な理由での返還猶予は認めていない。
○住所を変更したとき (連帯保証人を含む)	○変更届 ○住民票 (変更の事実を証明できるもの)	同上	
○改姓したとき (連帯保証人を含む)	○改姓届 ○戸籍謄 (抄) 本	同上	
○連帯保証人を変更しようとするとき	○連帯保証人変更承認申請書 (第9号様式) ○住民票、運転免許証の写し等の本人確認書類	同上	・1人は親族、1人は独立の生計を営み、かつ修学資金の返還債務を負える程度の資力を有している成年者
○返還方法を変更しようとするとき	○返還方法変更承認申請書 (第7号様式)	同上	
○勤務先を変更したとき	○変更届 ○勤務証明書 (別紙) ○業務従事届 (別紙 (1))	同上	・変更前の勤務先で勤務証明書、変更後の勤務先で業務従事届を発行してもらう。 ・ <u>なお、勤務先の変更は返還免除に関わる重要事項であるため、変更する際は必ず連絡すること。</u>

